

アジア諸国の女性福祉

沈 潔¹⁾

Woman Welfare of the Asian Countries

Shen Jie¹⁾

要約：

グローバリゼーションの趨勢の中でアジアは、経済成長と民主化という二つの車輪で走り出している。こうした情勢の下で、アジアの女性における労働・福祉の実態がどのような変貌を遂げてきたかということをも明らかにする。ここでは、アジアの女性福祉は「再国家化」及び「脱国家化」の流れによって再編成されつつあることが指摘された。

キーワード：女性福祉、アジア、「再国家化」、「脱国家化」

1. アジア社会における女性福祉の交流

グローバリゼーションの趨勢の下、アジア社会の女性労働、女性生活、女性福祉が再編成されつつある。たとえば、国際分業における最下層を占める女性労働者の労働条件の劣悪化、貧困の女性化、福祉の切り捨て、女性の無償労働の増加などが問題化している。その再編成の過程において、社会福祉、労働などの領域で政策は脱国家化する傾向がみられると同時に、「再国家化」の傾向も存在する。アジア諸国の女性福祉は、このように交錯した「グローバリゼーション」の作用を探りながら、前進している状態にある。

1975年に国連が提唱した「国際婦人年」を契機に、アジアの国連加盟諸国は男女平等に向けてさまざまな取り組みを始めた。その時から1980年代にかけて、女性福祉はアジア地域の経済開発・経済発展を背景にして脚光を浴び、女性の労働保護問題をめぐって進展した経緯がある。しかし、女性の労働・福祉は経済開発中心の経済価値に引き寄せられた感があり、その結果として80年代以後は、女性の貧困化問題が一層深刻になり、注目を

集めた。これらの反省を含めて、1995年にアジアで初めての国連世界女性会議が北京で開催され、ジェンダーの視点で「平等、開発、平和」が21世紀への目標課題として決議された。以来、アジア諸国は社会、経済、政治の各分野において女性のエンパワーメント、女性の人権尊重の実現を目指し、相互支援とネットワーク化を急速に進めてきた。

アジア女性福祉の促進に関して、政府間の協力及び民間の相互支援は最も重要である。東南アジア、南アジア、東アジアなどの地域では、女性問題国内本部機構担当者の共同会議が定期的を実施されている。その会議は、経済のグローバル化による女性労働者の周縁化の問題をはじめ、女性の健康、人権、労働権の保護等を含む国際的な支援策を協議し、共同の取り組みを計画している。一方、民間 NGO の活動も活発になり、アジア各地域に数多くの女性支援の NGO が生まれ、お互いに対等なパートナーシップをベースに輪を広げている。たとえば、国際 NGO 組織である日本北九州アジア女性交流・研究フォーラムは「北京行動綱領」に提起された12重大領域に絞って、毎年アジア諸国の女性リーダーを集め、女性会議を開い

1) 浦和大学総合福祉学部

Faculty of Comprehensive Welfare, Urawa University

ている。アジアの女性たちは共に、地域全体の方針と相互支援体制を検討し、その目標の達成と問題点について共通認識を形成しつつある。2003年までには14回ものアジア女性会議を開催し、リーダーの役割を果たしてきた。その他、国際理解のため、同組織は『アジア女性研究』、『アジア女性シリーズ』などの書籍を毎年出版している。

アジア諸国のそれぞれの取り組みを全般的にみれば、中国は1950年代から男女平等・女性労働保護を国家理念の中に既に取り入れたが、それはあくまでマルクス主義の女性解放理論にとどまっている。80年代後半から、中国の経済、社会改革の進展に伴い、ジェンダーの視点への関心は広まり、政策も法律も女性の自立生活に支障のある問題を取り上げて対応するようになった。1995年北京世界女性会議の開催によって、中国女性とアジア諸国の女性との連携は一層緊密になった。

韓国においては、1975年の国際婦人年をきっかけに女性問題への関心は高まり始めた。1977年梨花女子大学をはじめとして、女性の労働問題を焦点にした女性学講座が大学教育課程に盛り込まれた。この影響で家族問題及び女性福祉の研究が急速な展開を示した。1980年代半ばまでの活動の中心は女性の労働保護を焦点に、雇用・育児環境の改善を要求する社会運動であった。その後、ジェンダーの視点が各分野へと広がり、民主化の進展につれて女性福祉は急速に展開していった。

フィリピンは、憲法により男女の実質的な平等を保障し、また、1979年に国連で可決された女性差別撤廃条約の署名国でもある。1995年の北京会議以降、女性福祉に対する立法措置は、他のアジア諸国より比較的多く、女性の法的保護に効果がみられ始めた。

日本の歩みを振り返ってみると、1975年の国際婦人年を契機に、国連が呼びかけた「性役割の変更」の指針を積極的に受け入れ、男女平等という視点から家長長制に批判の目を向けて女性運動が盛んになった。1985年に日本は、国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」を批准し、従来の婦人保護から女性福祉へ一歩を踏み出した経緯がある。

以上のように、今日までの女性福祉につながる実践は、国際社会が取り組んだ一連の世界女性行

動計画と連動していることは明らかである。1975年、第一回世界女性会議で採択された「メキシコ世界行動計画」によってアジア女性が福祉・労働問題への関心を高めた。1980年の「国連女性10年世界会議決議」で提示した障害女性、移民女性、家庭内暴力被害女性、高齢女性の人権保護など、具体的な女性福祉像が明確に示されて、実践活動が活発な時期に入った。1995年の北京女性会議では、アジア女性が主体性を発揮する舞台が与えられ、一つにまとまったアジアの女性像が国際社会に認知されるようになったと思われる。

2. 中国の女性福祉

1978年以降、市場経済を導入した中国经济改革の進展に伴い、競争原理による新しい労働契約制度が取り入れられ始めた。女性は、男性と同様な雇用、賃金、保険制度を与えられ、「女性は天の半分を支える人たち」といった社会主義時代の男女平等理念と競争原理との相克の中で揺らいでいた。こうした激動する社会情勢の下、女性の生活、育児、労働環境は大きく変わり、厳しい試練を迎えた。

1) 中国女性が抱えている深刻な実態

(1) 就労条件の悪化

国家統計局の統計によると1994年の都市部の失業者は360万人であり、そのうち女性は62%を占めている。また、最近の北京市の調査によると2002年の女性の失業率は6.4%、男性の失業率は5.2%となっている^[1]。産業構造改革によりもたらされた高い失業率が継続している中で女性の失業率は男性よりはるかに高い傾向が現れている。そのほか、女性失業者の中では中年女性が最も多く、2003年の上海市婦女連合会の女性失業率に関する調査によると、37歳～44歳の女性は全体の48.3%となっている。近年、余剰人員を抱えている国有企業では45歳以上の女性を早期退職させる傾向が広がっている。こうした女性たちは失業率の中に加算されていないため、実際の中年女性失業率は統計データよりも高いと考えられる^[2]。

労働の現場では男女の賃金の格差は拡大しており、2000年の時点での男女間の収入格差は1990年より7.4ポイント拡大している。従って、賃金と加

入期間をベースに受給額が決まる年金制度においては、今後、低賃金、早期退職の女性たちの受給額が低いという問題が深刻になることが予想されている。

2001年、中国全国人民代表大会の会議で（国家議会）、女性の就業・失業問題を緩和する案として女性の「階段性就業」が提案された。「階段性就業」とは女性を育児・介護・就学などの理由で、職から離し、ポストを男性に譲らせ、適切な時期で再就職させるという仕組みである。特に出産期に当たる女性の場合、3年間という長期にわたってポストから離れることを認め、その育児期間においては国から一定の支援金が支給される予定であった。しかし、女性団体からの強い反対で、この提案は却下された。法制化されることはなかったが、経済成長率を維持するために、女性の利益を犠牲にすべきだという考え方は政策のレベルにおいても社会の深層意識においてもまだ根強く残されている。

かつて男女同一労働・同一賃金を獲得した中国の女性たちはこの社会環境の急変をどう乗り越えるか、自分たちの労働権利をどう守るか、重い課題に直面している。

（2）母子世帯の貧困

近年、離婚、別居などによる中国の母子世帯が（未成年の子どもがいる母子世帯）急速に増えている。統計データによって分かった事実としては1999年～2002年までの3年間、年々120万組の離婚ケースが出ている^[3]。夫婦が離ればなれになった結果、年々240万ほどの「単親家族」（未成年の子どもと母親或いは父親のみの家族）が生み出されている。そのうち男性の再婚率は女性よりはるかに高く、母子世帯の絶対数は多くなっている。上海市の単親家族の所得水準調査によると、43%の単親家族は低所得層家族に該当する。その中に、母子世帯の世帯数が父子世帯数の倍を占めるほどに多くなっている。母子世帯の一人の平均収入は、核家族の55%しか占めていないことも調査データから明らかになった^[4]。つまり、母子世帯による女性の貧困化現象が中国の社会に広がっていることは認めなければならない事実なのである。

少なくとも1990年代初頭まで、母子世帯の貧困は深刻な社会問題として取り上げられたことはな

かった。なぜこの十数年の間に急増したのか。主な原因としては離婚によってもたらされた結果のほか、女性福祉の視点からもいくつかの要因を挙げることができる。一つは、労働力の商品化を出発点とする市場経済の導入によって、男性と比べ家事や育児に拘束されやすい女性が常に低賃金、リストラの窮地に置かれ、女性一人の収入では生計を立てることが出来なくなったことである。社会主義時代に、男女がともに働くことやリストラのないことを前提に設定された家族賃金システムは、生活構造、家庭構造の変動に従って大幅な改正が必要となったが、それにもかかわらず、基本的な改正は行われなかった。いわゆる制度面での遅れである。第二に、現行の法律は養育費支払い義務や財産の分与に対する強制力が弱いことが挙げられる。現在、養育費を支払っている父親は約15.7%と低く、小遣い程度の費用しか払えない者は27.7%であり、支払っていない者は半数以上にもぼる^[5]。いわゆる法律面での不備である。第三に、母子世帯への偏見が残存することである。最近、母子世帯の子どもの犯罪率が青少年犯罪のうち3分の1を占めていることがメディアによって報道された。世間では母子世帯やその母親を「欠陥家庭」、「職責を果たせない母親」と責める声が少なくない、偏見はいまだに根強く残されている。以前であれば、地域の親族から支援を得ることができたが、核家族の急増に伴い、世帯間のつながりが希薄になり、孤立無援な状態で生きることを余儀なくされる母子世帯が増えてきた。しかし現時点においては、社会福祉政策の中では母子世帯を対象とした個別な対応策はなく、一般の低所得家族と同様に対応している。

（3）「男は仕事、女は家庭」の役割分担意識の復活

2000年、上海市婦女連合会が「上海女性の社会的地位に関する調査」を行った。「男性は社会を中心に、女性は家庭を中心にするべきかどうか」という質問に対して、「賛成」と答えた男性が43.8%、女性が37.4%であり、10年前の調査と比べると、男性は9.2ポイント、女性は6.8ポイントそれぞれ増えた^[6]。

1980年代後半から「女性は家庭に戻れ」という考えの是非を問う論争が起こされ、現在までその余波は続いている。女性の就労状況の厳しい現実

を直視し、専業主婦の道を選んだ都市部の女性は増えていった。2003年、北京市の女性団体は就労年齢層の女性を対象に「専業主婦」に対する意識調査を行った。その結果は、すでに専業主婦となった者が4.5%（40歳以下2.6%）、経済的な余裕があれば仕事を辞めて専業主婦になりたい者が47.7%、専業主婦になってもいいという者が14.8%、ずっと仕事を続けたいという者が37.5%^[7]、というデータが公表された。しかも、この調査が行われた場所は一般サラリーマン階層を中心とする住居地域ではなく、大学や研究機関の多い北京海淀区であったことも注目に値する。この変化は、女性の労働が公平に評価されていないことが大きな原因であると中国の学者は分析している。つまり、女性の収入、労働条件、社会地位は男性より低いという厳しい環境が女性の職業観、人生観に直接的な影響を与え、女性はやむを得ず自らキャリアウーマンの目標から離れたのであろうと思われる。

2) 女性福祉に関わる基本政策

(1) 女性福祉と関連する法律

『中国人民共和国憲法』は、「女性は政治、経済、文化、社会、家庭などあらゆる分野において男性と平等の権利を有する」と明確に規定している。憲法に決められた原則に基づいて、『婦人権益保障法』、『婚姻法』、『労働法』などの関連法はそれぞれの視角から女性が男性と平等な政治、労働、教育、財産の権利などを享受し得ることを明記している。

『労働法』は女性も男性と等しく労働権を有すると規定している。1994年に修正された「労働法」第13条の中では「性別の理由で女性の採用を拒否することや採用基準を上回ることを禁じる」と強調されている。『婚姻法』は1950年に制定され、1980年、2001年に大幅な修正を施された。本法は女性に別姓を名乗る権利を保障することと、子どもの姓においても父親と母親のどちらの姓に従う

こともできると規定している。2001年の改正によって、離婚損害賠償として慰謝料制度が導入されたことも注目される。修正案を検討するときに見る児童扶養の手当や母子世帯に対する社会保障の法整備が不可欠との要望は挙げられたが、法律に織り込まれるには至らなかった。1992年に公布された『婦人権益保障法』には「あらゆる雇用機関は、女性の安全と健康を保護するため、女性の特徴を配慮すべきである。女性に適さない業務や労働をあたえてはならない」と規定されている。また、母性保護に関して第25条2項に「女性は生理期、妊娠期、出産期、授乳期において特別の保護を受ける」と規定されている。この4つの周期において、女性の出産有給休暇、有給育児時間、そして重労働、深夜業を禁止するなどが定められている。『継承法』(相続法)には相続権の男女平等が定められている。また、夫婦の一方が死亡後に、他の一方が再婚する場合はその相続財産を処分する権利を有する、と明記されている。

(2) 母性保護の施策

一人っ子政策の実施によって母性保護事業が重要視されている。中国の国家衛生部の中に女性・児童保健局が設置され、各地方政府にも該当部門が設けられている。1978年、各都市・農村地域には「女性児童保健院」のような専門保健所は2,571カ所あった。少子化は急速に進んでいたが、一人っ子政策の実施をサポートするため、2002年までには保健所数を3,067カ所までに増やした^[8]。そのほかにも、母子手帳制度の実施や女性・乳幼児の無料検査など福祉サービスを提供している。登録された幼稚園の数は1990年では172,322校あったが、少子化の影響を受け、2002年までには111,752校に減少した^[9]。

法律によって企業は母性保護の義務を課されている。1996年、全国労働組合女工部が1,847社の企業に対して母性保護実施状況調査を行った。調査の結果は表1に示す。

表1 企業における女性労働保護実態調査^[10]

N 1847

項 目	%	項 目	%
『労働法』『女工労働保護規定』の完全実施	82.1	哺乳時間の確保	96.4
重労働・適さない業務に従事していない	93.6	子育て期間中の残業をさせない	92.5
生理期に適さない業務に従事していない	82.2	女工用の保健室がない	74.8
妊娠女工の身体的検査の実施	82.0	妊娠女工用の休憩室がない	87.1
妊娠女工の労働強度の減少	96.8	企業内に託児所がない	88.2
90日以上の出産休暇の実施	92.1	企業内に幼稚園がない	64.7

調査の項目は関連法律条例によって作成したものと見られる。現状では女性の生理期、妊娠期、出産期、授乳期に休暇を与えることについては多数の企業が義務を守っているが、母性保護にかかる人員及び施設の増加については守る企業はまだ少ない。

(3) 女性失業者への自立支援

女性失業者の中では35歳以上の女性が多めで、一旦リストラされると再就職することも難しい。こうした中年女性の自立生活を支援するために、一部の地方政府は事業開始資金の貸付金制度を導入した。利用者は中年失業女性に限定され、低利息で小資本の商売や起業の開始資金として貸し付けを行っている。しかし、起業する場合にしか利用できないため、利用者はまだ少ない。現在、一部の地域で実施を始めたが、まだ全国までには普及されていない。女性職業訓練施設は各地域に設置された。

2003年婦女連合会、民生部、労働と社会保障部など6部門が「女性失業者の再就職促進に関する通知」を出した。10年間で200万の失業女性に職業訓練サービスを提供し、200万の失業女性に職業紹介サービスを提供し、さらに、200万の失業女性に就職のポストを提供する、という公約を明示した。

(4) 問題点

女性福祉に関する基本政策においては、既にみたように、女性の厚生福祉については法律的には保障されている。しかし、現実に即してみればいくつかの問題点が指摘できる。第一に、女性の就労環境、母性保護が保障されているかのようにみえるこの制度の裏には、労働の場を去った失業女性、早期退職女性が厚生福利から排除された事実が隠されている。つまり、この法律は女性が労働力として全員就業をすることを前提にしている。労働の権利を奪われた女性、労働力を失った女性の権利保護の視点に欠け、保障の具体条例がみら

れない欠点がある。第二に、人口政策の背景で、女性福祉政策は母性保護が手厚く規定されたが、女性の生殖、家庭内暴力、セクハラなどの領域における女性権利保護の意識が意外に希薄であることが挙げられる。現在では、家庭内暴力に対応出来る法律は存在しない状態であるため、各地方レベルの条例や規定などでそれに対応せざるを得ない。1996年、長沙市政府は「家庭暴力防止法に関する規定」を決定し、実施した。2000年には、湖南省の人民代表大会において「家庭暴力防止に関する規定」を認めた条例もあったが、あくまで地方レベルでの条例であり、他地域に対する拘束力はほとんどない。

1995年に北京世界女性会議で取り上げられた女性への暴力、性と生殖に関する自己決定権、女性の無報償労働、貧困の女性化、平和などの課題を、中国がどのように受け止め、どのようにクリアしていくかということが国際社会の注目を集めている。

3. 台湾の女性福祉

1) 女性福祉に関する施策

2002年「国際婦人デー」の3月8日に、台湾では「両性工作平等法」（男女労働平等法）の実施が実現された。本法の草案は11年前に起案されて議会で何度も取り上げられたが、長年の歳月を経てついに実施されるに至った。「両性工作平等法」には、雇用、報酬、育児休暇、介護休暇などについて、男女が平等の権利と義務を有する、と規定されている。また、セクハラ防止、育児、介護休暇の男女の利用、250人以上のスタッフを持つ職場では託児施設を設置する義務、毎月1日の生理休暇の利用など先駆的な条例は至るところにみられる。

1980年代、台湾の民主運動の波が日増しに高まっている時期に、台湾の女性団体は女性福祉の必要性を提唱し始め、「婦人福祉法」を起案し、議会に提起した。起案した婦人福祉法案は議会を通ら

なかったが、1994年「憲法増修条文」を修正する際、「基本国策の補充」の中で「国家は女性の人格尊厳を保護し、人身の安全を保障し、性による差別を除去し、両性の地位の実質的平等を促進すべきである」^[11] という条文を盛り込むことができ、起案の趣旨を反映することになった。1990年代に入って女性福祉政策の充実に積極的な動きがみられた。1997年『性侵害犯罪防止法』が公布され、これに従って家庭内暴力保護施設、女性福祉サービスセンターを整備することが規定された。1998年5月「家庭暴力防止法」を公布し、2000年5月、離婚、未婚、家庭内暴力などにより貧困状態に陥った女性を援助するための「特殊境遇婦人家庭扶助条例」が政府によって打ち出された。特に扶助条例では、15歳以上65歳以下の低所得者、性暴力、家庭内暴力を受けた女性などに対して、a 緊急生活扶助；b 児童扶養手当；c 教育手当；d 医療手当；e 育児手当；f 法律訴訟補助；g 女性貸付金といった6つの福祉サービス及び生活援助を与える、と具体的な支援対象、支援項目、支援のアプローチを明記した。

これらの施策は、これまで固定化されていた貧困女性援助の視野が拡大し、ジェンダーの視点を十分に配慮した新たな扶助制度に前進したものと評価される。

2) 女性の自立生活支援

(1) 育児支援制度

台湾では、1980年代から生産構造の変化を背景に IT 産業やサービス業において女性労働者が増えてきた。1978年には女性の就職率は39%、1999年には46%を超えた。働く女性の9割は20歳～49歳の女性であることで、幼稚園、保育園のニーズが高まっている。女性が働きやすい状況を提供するため、政府は家庭での委託保育制度を導入した。家庭保育制度は3歳以下の乳幼児を対象に、育児経験のある主婦に在宅保育を委託し、保護者の出勤時間にあわせて保育時間を決めるシステムである。1999年までに3,102カ所にのぼる公立、私立の幼稚園、保育園及び家庭保育はさまざまな形で働く女性の育児を支えている。

(2) 母子世帯の生活援助

最近の10年間で台湾の家族形態は大きく変わっ

た。2002年までの核家族の世帯数は10年前に比べやや減少し、三世代家族には家族介護の需要に少し増加の傾向が現れた。しかし、単親家族は10年前の6.4%から8.1%に上昇した^[12]。また、680万家族世帯の中では母子世帯は30万世帯もあると^[13] 報道がなされている。

母子世帯に対する定期的、特定の経済援助策は政策上で明らかにされていない。子どもに対する支援は児童福祉手当の枠組みで、未婚母を含めた母子世帯の女性に対する支援は「特殊境遇婦人家庭扶助条例」でそれぞれ対応している。そのほか、母子世帯に対するカウンセリング、法律相談、職業訓練、職業斡旋といった福祉サービスを提供し、実施部門は自治体の社会福祉行政窓口と女性福祉サービスセンター及び女性福祉自立支援民間団体が支えている。

(3) 女性福祉の支援団体

女性福祉センターは法律によって各県、市地方自治体が一カ所確保することが規定されている。女性福祉センターの主な役割は女性の一時保護、生活扶助、医療診断、相談業務及び女性の社会参加の促進などである。各県、市において公設女性福祉センターはあわせて39カ所ある。

民間、宗教団体が行っている支援活動も活発である。たとえば、「113女性保護電話相談」コーナーは24時間対応で女性の救助、未婚母の出産・保護にサポートネットワークを広げている。未婚母に対する施設の援助は、1970年代後半から「中途の家」という支援施設が未婚の母を支えてきた。これは90年代以後増設され、97年までには公立14カ所、私立15カ所の計29カ所に増えた^[14]。

4. 韓国の女性福祉

1) 女性福祉の新たな転換期

韓国においては、1975年の国際婦人年をきっかけに女性問題への関心が高まり始めた。1977年梨花女子大学をはじめ、各大学は女性の労働問題を焦点にした女性学講座を大学教育課程に盛り込んだ。この影響で家庭及び女性福祉の研究が急速な展開をみせた。1980年代半ばまでの活動の中心は女性の労働保護を焦点に雇用、育児環境を改善する社会運動であった。その後、ジェンダーの視点が各分野へと広がり、民主化の進展につれて女性

福祉は急速に展開された。1989年の『家庭法』の修正の際、女性は財産権、遺産権を有することが明記され、それに伴って女性の人権尊重の意識が日常生活レベルへと浸透していった。1993年には「性暴力特別法」が公布され、1997年には改正が行われ、加重処罰する範囲は義父や義兄まで拡大され、また13歳未満の未成年者に対する強姦・強制わいせつ行為も加重処罰するように改正された。アジア諸国においては先駆的な条例とみられる。1995年12月には画期的な「婦人発展基本法」が公布された。本法は基本理念について「個人の尊厳を基礎として男女平等の促進、母性の保護、性差別的意識の解消および女性の能力開発を通じて健康な家庭の実現と国家および社会の発展に男女が共同で参加して責任を分担することができるようにすること」^[15]と明記している。つづいて1997年には「家庭暴力特別法」、1998年には「性差別禁止及び補償法」が打ち出された。この法律のもとで女性差別改善委員会の設置を実現した。また、女性福祉事業の支援のため、1999年100億ウォンの女性発展基金が設立され、女性情報ネットワークの結成、セクハラ及び家庭内暴力予防、女性や女性障害者の自立生活支援に助成が開始された。この一連の動きが韓国の女性福祉の新たな転換期を迎えたといえよう。

2) 女性福祉の促進に関する施策

1997年12月、「婦人発展基本法」に基づいて第一次女性政策5年基本計画が女性政策審議委員会で策定された。この基本計画は女性雇用の促進、女性福祉の充実、女性が経済力を向上できる教育の確立など六つの目標を挙げていた。

女性雇用の促進に関して、政府はさまざまな施策を打ち出した。たとえば、女性の雇用に積極的に取り組む企業に対して政府が物資調達時に優先権を与え、銀行の融資および金利優遇面で支援することや、2000年以後に女性に多いパートタイム労働者を雇用保険・医療保険・国民年金等各種社会保険の対象とすることなどが挙げられる。また、主婦に職業訓練の機会をより多く与えるために、弾力的な時間配分の訓練方式を導入することなど、すでに実施が始められたものもある。また、

政府は女性の職場と家庭の両立の支援策として、育児休職期間を分割して使うこと、育児女性の短縮労働時間制の施行、育児休暇の後、職場に戻り継続して仕事ができる環境整備などの制度を導入した。

女性福祉の充実に関しては、近年、育児環境改善のため低所得層の居住地域を中心に公共保育施設を拡充し、企業に保育所の設置を奨励し、低所得層の母子・父子世帯の保育料支給などを積極的に推進している。1998年を基準として国・公立509ヶ所、民間1,835ヶ所、職場保育施設73ヶ所、ノリバン（乳幼児を預かる小規模の保育施設）1,472ヶ所など、合わせて3,889ヶ所の保育施設が存在する^[16]。

女性福祉関連施設について、「婦人発展基本法」第3条には「女性関連施設」は、男女平等の促進、女性の社会参与の拡大及び福祉増進のために大統領令が定める施設、と規定されている。これは、女性生活支援施設に法的な位置づけを与えたものである。女性福祉施設の機能及び施設数の状況は189万前後の女性人口を抱えている釜山市の例をみると、次のようになっている。釜山市内の女性関連施設は女性福祉施設が115カ所あり、それらは母子世帯が利用する母子福祉施設、20歳未満の女性を対象とする善導保護施設、性暴力及び家庭内暴力の被害者保護施設、というようにそれぞれの役割によって分けられている。女性相談施設は41カ所、家庭暴力相談所は14カ所、性暴力相談所は5カ所、女性人材開発センターは3カ所、総合女性センターは1カ所となっている^[17]。

女性が抱えている福祉ニーズについては、釜山市女性福祉相談機関が受けた相談内容から分析できる。表2に示されたように、全体の相談件数は毎年増えていく傾向にあり、その内では女性福祉相談員との相談により一時保護及び善導帰宅する件数が2000年以後急激に上昇し、未成年女性に対する援助のニーズが高まっている。施設への入所及び経済保障の生計補助は減少しているようにみえる。このデータから韓国の女性福祉ニーズは経済保障よりカウンセリングへのニーズが重要となっている傾向、または、そのニーズの多様化傾向も窺える。

表2 釜山市女性福祉相談実績一覧^[18]

年 別	総 計	善導帰宅	就業斡旋	施設入所	治療依頼	生計補助	相談及び助言
1997	44,573	5,251	1,200	70	126	3,801	34,125
1998	47,634	1,910	1,586	4,004	442	1,872	37,820
1999	55,007	1,194	1,723	7,324	272	2,780	41,593
2000	56,588	9,194	1,396	5,028	992	1,578	38,400
2001	54,422	9,562	202	3,500	409	1,579	39,170

5. フィリピンの女性福祉

1) 女性福祉の動向

フィリピンにおいては、1975年国際婦人年から90年代初頭にかけて、福祉問題を含めた女性活動は政治的な色合いが強かった。フィリピンのフェミニストは、「女性たちの問題は個人的というより集団的であり」、女性に対する不平等な社会ばかりではなく、当該社会の支配的な社会的、経済的構造をも批判しなければならないのである、と語っている^[19]。つまり、女性に対する抑圧は広範な社会構造とは無関係ではなく、ジェンダー間の不平等という一面的な問題では済まないものであり、階級、宗教、民族、性などのカテゴリーを含む社会全体の問題として取り組もう、という考え方である。1995年の北京会議以降、フィリピン国内の女性活動の動きは大きく変わった。政治的な色合いがだんだんと薄くなり、女性活動の基本方針は国際的な取り組みに目を向け、家族福祉、女性労働権利保護、女性生活自立支援へと変わっていった。

女性福祉分野において、フィリピンは先進的な法律をいくつか作った。女性の労働権利の保護に関して、共和国法（RA）6955号（1990年6月30日施行）は、女性労働者に不当な労働条件を強いるような国にフィリピン女性を派遣することを禁止することと規定している。また、共和国法（RA）7322号（1992年3月30日可決）は、産休中の女性労働者に対する福利厚生を手厚くする方向で可決された。女性の人権擁護のための法律としては、1995年に「セクシャルハラスメント防止法」が制定され、その他も「性的搾取防止法（1999年）」、特に女性に対する暴力禁止、強制的な性産業への女性の人身売買・強制労働・強制移住の禁止に関する法律（Anti-Trafficking Act 2000年）がある。また家族法の領域においても、RA 8972号（2000年11月7日施行）は、母子世帯に対し保護規定、「DV防止法案」「親密な関係における虐待防止法案」な

どを設けた。そのほか、HIVキャリアの人権擁護の視点を明確に持つ法律「エイズ防止とコントロール法」（1998年）は世界でも初めて施行された法律であるといわれている。

フィリピンは、所得や社会階層によって女性の社会進出の度合いと意識が異なっている。学界、官界の領域で女性の活躍が目立ち、政治職、管理職、専門職などでの女性の比率が高く、ジェンダー意識が高まっている。一方、所得の低い女性及び農村地域の女性は伝統的な性別の役割に従い、海外の出稼ぎ女性はこの階層に所属する者が多い。ほかの発展途上国と同様、女性福祉に取り込む主な施策は、女性のための開発計画と貧困対策である。

2) ジェンダー開発計画

1980年代半ば、「女性のための開発計画1987－1992年」が導入され、あわせて「開発と国家形成における女性令」も公布された。また、1995年、『北京行動綱領』に基づいて、政府機関であるフィリピン女性の役割全国委員会は「ジェンダー配慮開発計画1995－2025年」を発表し、「ジェンダーと開発予算」も採択された。この30年間に亘る長期開発計画の主な内容は、次のようになっている。

その1、ジェンダー配慮の開発過程と制度の確立、各機関にジェンダー担当部署の設置、ジェンダートレーニングと啓発、ジェンダーデータベースの構築、政府とNGOのパートナーシップ連携体制など。その2、経済的な戦略については、ジェンダー配慮の雇用計画、職業訓練の機会均等、女性海外就労者の保護など。その3、社会的文化的戦略について、女性イメージ・メディア改革、効果的な親権、家事、育児の促進、シェルター・女性援助センターの設置など、政治的法的な問題について、ジェンダー配慮の法律の制定、法律に関する女性への教育、女性の政治参加などが規定されている。

3) 貧困女性に対する自立支援策

フィリピンでは、福祉関係の部門は、部長から一般職にいたるまで女性で占められているが、一方で、要援助者においても女性が多数を占めている。政府の基本方針は海外女性労働者及び貧困女性を対象に収入増加プログラム、家族関係調整など、自立を目指したプログラムを実施することである。

職業訓練について、共和国法令 7882号には、一定の条件を満たした女性に対しては、国は無料で技術技能訓練を行い、事業開始資金の融資を優先的に提供すると規定されている。職業訓練は貧困世帯の女性を対象にして、洋裁、食品加工など限られた訓練を行っている。しかし、男性優先や性別による職業に関する固定観念が根強く残っているため、職業訓練を受けた女性の就職先の確保はいまだ解決できない問題である^[20]。

実際、フィリピンの教育レベルは発展途上国の中でも高い水準を保持している。しかし、女性には高い教育に見合う就労機会が少ない。大学教育を受けた女性の3割弱は海外に就労している。貧困女性にしろ、エリート女性にしろ、職業の確保は女性福祉の課題として未だに取り残された問題である。

山間地域貧困女性に対する支援は医療保健を中心に行われている。乳幼児及び妊産婦の死亡率は全体としては年々低くなっているが、山間地域では依然としてその比率が高い。原因は母子の栄養失調、出産時の不適切な医療と関係があるとされており、医療設備や保健医療従事者の不足が根本的な原因である。これに対して政府は乳幼児保健所の設立、産婦人科病院の設立、辺境地への巡回医療の普及などの対策を取った。

4) 海外女性労働者への支援策

フィリピンはよく知られているように、1974年以来、海外雇用政策を実施して制度的に海外労働者を送り出している代表的な国である。1970年代には海外労働者の70%が男性労働者であったが、90年代においては女性が6割を占めている。2002年のデータからみると、既に73%を上回っていることがわかる。これは海外労働者の女性化と呼ばれている^[21]。海外女性労働者の就労形態は40%が

家事労働者で、32%がエンターテイナー（20%がダンサー、12%が歌手）とされ、この二職種に集中していることが特徴的である。香港、日本、台湾などアジア地域が主な就労先である。出稼ぎ女性の中で既婚者は4割、未婚者は6割という比率であり、既婚女性の家族及び子供の教育問題がフィリピン社会の深刻な社会問題として取り上げられている。

人口7,700万人のフィリピン人の1割は海外で働いている。政府は彼女らを「現代の英雄」とたたえたが、海外での出稼ぎ女性をめぐる問題について、政府は無視することはせず、1987年、海外労働者福祉庁が設立されて、海外の出稼ぎ労働者及び家族の福祉や子どもの教育に関わる施策の策定の責任を負った。

民間団体及び海外の支援団体は出稼ぎ女性の支援活動に力を入れている。たとえば、1996年海外女性労働者を援助する目的でスタートしたDevelopment Action For Women Network（略称DAWN）^[22]という民間団体は政府の委託を受けて、出稼ぎ女性及び帰還者に対する援助を提供している。提供しているサービスは、相談活動、法的援助、健康管理、教育及び財政に関わる支援、一時避難などである。また、地域住民と連携して出稼ぎ女性及び帰還者の家族間の連絡調整などにも取り組んでいる。

2003年より日本でも上映されたフィリピン映画『Anak』（邦題「母と娘」）は女性の出稼ぎの風潮を背景にしており、香港で単身、家政婦として働いていたジョシーが6年ぶりに娘や息子が待つフィリピンに帰国した後の出来事を物語った映画である。離れ離れに暮らしてきた母親と娘が激しい確執を経て、ついに母親とはこうあるべきだとする固定観念から解き放たれ、それぞれ自立していく過程を描写している。女性監督は出稼ぎ女性のジェンダー、子ども教育にも目を向けており、実際に香港で働く20人以上の女性を取材したノンフィクション映画である。映画は地元フィリピンではすべての興行記録を塗り替え、大ヒットし、国民的映画であるといわれている。出稼ぎ女性及び家族に対する生活援助はフィリピンの女性福祉にとって新たな課題となっている。

まとめ

これまでの中国本土、台湾、韓国、フィリピンにおける女性福祉の発展を通して、アジア女性福祉の進展の実態を概観してきた。それぞれの事情や社会環境が異なっているとはいえ、共通しているのは、グローバリゼーションによってアジア諸国・地域の女性の生活と福祉は急速に変化し、そして国境を越え始め、いわゆる脱国家化の傾向が現れていることであるといえよう。たとえば、アジア地域における女性労働力の国際規模の移動及びそれと伴って生じた厚生福祉の問題は、すでに一カ国では対応しきれなくなってしまう。すなわち、これらの問題は二カ国間や多国間の連携体制で対応しなければならないことになっている。今日、アジア諸国女性の間で高まっている相互交流と相互支援活動は、まさにこうした国際化を背景にして生まれてきた新たな連携体制である。

一方、日本を除いては、アジア諸国は依然として後進国である。この国々は、グローバリゼーシ

ョンと国民国家再建という二つの課題を担っている。国民国家建設の動きの中では、国が法律・政策の強化によって女性の生活や福祉を守っていくといった再国家化の傾向が強く示された。そのため、ヨーロッパ諸国によく見られた女性の自主性・主体性が、アジア諸国でわりと希薄化している。これはアジア社会としての独自性ともいえよう。

今後、アジア諸国の女性福祉をめぐる施策は、こうした交錯するグローバリゼーションの作用を考慮しながら進められていくことが予測される。また、前述したように、今日までのアジアの女性福祉につながる実践活動は、そのときどきの各国の社会事情、背景のもとで現れた女性の生活問題への対応を基礎としているだけに、それに基づいた女性福祉の枠組みや内容はその国の制約を受けることになる。その意味で、アジアの女性福祉の概念や問題解決の視点、アプローチに相異があることをあらかじめ理解しておかなければならないであろう。

引用文献・注

- [1] <http://www.bjstats.gov.cn/gcfx/tjbgjzl/rkjyyzb/200309140001.htm>
『北京市失業人口発展状況与对策』を参照
- [2] 上海・東方早報新聞社編、『東方早報』、2003年9月10日版
- [3] 中国民政部財務機関事務司編、『2003中国民政年鑑』、p.140、2003年
毎年離婚の組数は1999年120.2万人、2000年121.3万人；2001年125.0万人；2002年117.7万人
- [4] 徐麗など著、「上海女性社会地位調査」『人民日報・華東新聞』、2003年8月28日
- [5] 王世軍著、「単親家族の貧困」『浙江学刊』、2002年1期
- [6] 徐麗など著、「上海女性社会地位調査」『人民日報・華東新聞』、2003年8月28日
- [7] 「北京晨報」、2003年3月
- [8] 中華人民共和国統計局、『2003年統計年鑑』、p.807
- [9] 同上、p.718
- [10] 鄭成功など編、『中国保障制度の変遷と評価』、中国労働保障出版社、p.293、2003年
- [11] 仲村優一など編著、『世界の社会福祉・アジア編』、旬報社、p.407、1999年
- [12] 中新社香港、2004年1月31日電より
- [13] 節承泰など編、『台湾単親家庭の現況と政策検討会報告書』、国家政策研究基金会刊行、p.201、2001年
- [14] 仲村優一など編著、『世界の社会福祉・アジア編』、旬報社、p.409、1999年
- [15] <http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Icho/3904/joseihatten.html>『女性発展基本法』を参照
- [16] <http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/gyosei/103/INDEX.HTM#3>「韓国の女性施策」を参照
- [17] http://japanese.busan.go.kr/gi/gi_03_12.jsp「釜山健康と福祉」を参照
- [18] 同上
- [19] アジア女性交流。研究フォーラム編『アジア女性研究第5号』p.59、1996年
- [20] 仲村優一など編著、『世界の社会福祉・アジア編』、旬報社、p.128、1999年

[21] フェリス女学院大学編，共同研究報告書『アジア女性の社会的地位』（2），p.39，2003年

[22] www.jca.apc/org/event/event20031105.htm を参照

Abstract

Asia begins to run in the tendency of globalization with the economic growth and the democratization just like two wheels. This paper reveals how the actual condition of Asian women labor welfare changed under the situation. The paper points out that Asian women welfare being reorganized due to the flow of “renationalize” and “denationalize”.

Key Words: woman welfare, Asia, renationalize, denationalize